

国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則

平成16年4月1日
室工大規則第14号

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 給与

　第1節 奉給（第11条—第19条）

　第2節 諸手当（第20条—第35条の6）

第3章 給与の特例（第36条—第40条）

第4章 雜則（第41条）

附則

　第1章 総則

　（目的）

第1条 この給与等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則（平成16年度室工大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（給与の支払い）

第3条 この規則に基づく給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

（1） 法令で定めるもの

（2） 労基法第24条第1項に規定する協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申し出があった場合は、その者が指定する預金口座への振込みの方法によって給与を支払う。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、次の各号に定めるものとする。

（1） 俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当

（2） 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当

（3） 期末手当及び勤勉手当

（4） 寒冷地手当

（5） 入試手当、学位論文審査手当、作業環境測定業務従事手当、大学主催事業等従事手当、安全衛生巡視業務従事手当及び長期出向等手当

（給与の支給日）

第5条 俸給及び前条第2項第1号に掲げる手当は、一の月（初日から末日までをいう。以下次項において同じ。）の分をその月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年度室工大規則第13号。以下「職員勤務時間規則」という。）第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 前条第2項第2号及び第5号に掲げる手当は、一の月の分を翌月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が職員勤務時間規則第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

3 前条第2項第3号に掲げる手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日に支給する。

4 前条第2項第4号に掲げる手当は、11月から翌年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

(退職時等の支払い)

第6条 職員が前条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、前条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第5条の規定にかかわらず当該請求のあった日までの給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額は、その月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日並びに国立大学法人室蘭工業大学職員の育児休業等に関する規則（平成16年度室工大規則第15号。以下「育児休業規則」という。）第12条第1項に規定する育児短時間勤務の勤務日以外の日（1週のうち5日間勤務する場合を除く。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当及び長期出向等手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 この規則に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、初任給調整手当、寒冷地手当及び長期出向等手当の月額の合計額を155（1年間における1月当たりの平均所定勤務時間（育児休業規則第12条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、155に同条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額。）で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第27条の規定により採用された再雇用職員のうち、パートタイム勤務職員である者の勤務1時間当たりの給与額は、時間給の額とする。

(端数計算及び処理)

第10条 前条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給与

第1節 傅給

(傅給の決定及び適用範囲)

第11条 職員の受ける傅給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、他の勤務条件を考慮して定める。

2 傅給は、傅給表に定める職務の級及び号俸に対応する傅給月額により支給する。

3 傅給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各傅給表の適用範囲は、それぞれ当該傅給表に定めるものとする。

- (1) 一般職傅給表(一)（別表第1—1）
- (2) 一般職傅給表(二)（別表第1—2）
- (3) 教育職傅給表（別表第1—3）
- (4) 医療職傅給表（別表第1—4）

(5) 指定職俸給表（別表第1—5）

（育児短時間勤務職員の俸給）

第11条の2 育児短時間勤務職員の俸給は、前条に定める俸給月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（再雇用職員の俸給）

第12条 職員就業規則第27条の規定により採用された再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給は、次に掲げる額とする。

(1) フルタイム勤務職員

月額 200,000円

(2) パートタイム勤務職員

時間給 1,000円

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第14条 職員就業規則第11条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が特に良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 職員就業規則第19条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

（昇給）

第17条 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、1月1日に同日前において学長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第33条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして学長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（学長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で学長が定めるもの）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第18条 削除

第19条 削除

第2節 諸手当

（俸給の調整額）

第20条 俸給の調整を行う職は、次に掲げる職とする。

- (1) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程において講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者 調整数1.5
- (2) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程の学生2名以上に対して主任として研究指導（1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。この条において「主

「任指導」という。)を担当する者 調整数0.5

(3) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生1名又は2名に対して主任指導を担当する者 調整数0.5

(4) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生3名以上に対して主任指導を担当する者 調整数1

2 奉給の調整額は、当該職員に適用される教育職俸給表の職務の級に応じて、別表第2に掲げる調整基本額に前項の調整数の総数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

3 前項の調整数の総数は、当該職員の担当状況により、第1項第1号に、第2号、第3号又は第4号を加えた数とする。

(奉給の特別調整額)

第21条 奉給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、支給する。

2 奉給の特別調整を行う職は、学長が別に定める。

3 奉給の特別調整額は、俸給表の別並びに職務の級及び俸給の特別調整を行う職の区分に応じ、別表第3に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

4 前項に規定する俸給の特別調整額の月額は、労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

5 第3項に規定する額は、第2項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

6 奉給の特別調整額を支給される者が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の俸給の特別調整額は支給しない。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号又は第2号の業務災害又は通勤災害と認定された負傷、疾病又は傷害(以下「業務傷病等」という。)により、勤務しなかった場合は、この限りでない。

(初任給調整手当)

第22条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員(教育職俸給表の適用を受ける教員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者に限る。)には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間支給する。

2 前項に規定する初任給調整手当の額は、別表第4に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職俸給表(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「一般職俸給表(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- （1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- （2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇された場合においては、それぞれ、その者が退職し、又は解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- （1）扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- （2）扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- （3）扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表（一）9級以上職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- （4）扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表（一）8級職員等が一般職俸給表（一）8級職員等及び一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- （5）扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表（一）9級以上職員以外のものが一般職俸給表（一）9級以上職員となった場合
- （6）扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給

表(一) 8級職員等及び一般職俸給表(一) 9級以上職員以外のものが一般職俸給表(一) 8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第24条 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関の職員（以下「給与法適用職員等」という。）から、引き続き、本学の職員（学長が定める職員に限る。）となつた場合において、その勤務していた機関において地域手当に相当する手当を6月を超えて支給されていた職員で、学長が認める場合は、その勤務していた地域に応じて地域手当を支給する。

2 地域手当は、採用の日から1年を経過するまでの間は、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、その地域に応じた割合を乗じて得た額を支給し、2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じ得た額を支給する。

3 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関（以下、「国等」という。）において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費（日当、宿泊料及び日額旅費をいう。）が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において地域手当に相当する手当が支給されている場合は、当該手当に準じて地域手当を支給する。ただし、当該研修する国等が職員に対して当該手当を支給する場合は、この限りでない。

(広域異動手当)

第24条の2 約与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合において、当該異動（以下この条において「異動等」という。）に伴う勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60km以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60km以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、異動前の勤務箇所において広域異動手当に相当する手当の支給対象となり、当該支給対象に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学及び国等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
- (2) 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学及び国等の有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 住居手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

（通勤手当）

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ別表第5に定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額のいずれかの額とする。
- 3 給与法適用職員等であった者が、引き続き、本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった

者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）で、その利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額とする。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 通勤手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

(単身赴任手当)

第27条 給与法適用職員等であった者が、引き続き、本学の職員（学長が定める職員に限る。）となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離に応じて別表第6に定める額を加算した額）を支給する。

3 単身赴任手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

(特殊勤務手当)

第28条 特殊勤務手当は、著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適當でないと認められるものに従事する職員について、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高所作業手当

イ 施設課に所属する職員が地上15m以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときには支給する。

ロ イの手当額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30m以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(2) 爆発物取扱等作業手当

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。

ロ イの手当額は、作業に従事した日1日につき300円とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(3) 航空手当

イ 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(イ) 試作又は改造の航空機用機器材の実験

(ロ) 気象、地象又は水象の観測又は調査（路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。）

(ハ) 水路又は陸地の測量

(ニ) 磁気探査又は核原料資源の調査

(ホ) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験

(ヘ) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査

(ト) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

ロ イの手当額は、搭乗した時間1時間につき一般職俸給表(一)2級以上の級及び教育職俸給表にあっては1,900円、一般職俸給表(一)1級にあっては1,200円とする。

(4) 放射線取扱手当

イ 放射線取扱手当は、職員が室蘭工業大学放射線障害予防規程（平成16年度室工大規程第28号）第2条第2号に規定する管理区域内において、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが、同規程第27条第1項に定める測定により認められた場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務に支給する。

ロ イの手当額は、作業に従事することとなった月1月につき7,000円とする。

(5) 極地観測手当

イ 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときには、この限りでない。

ロ イの手当額は、業務に従事した日1日につき一般職俸給表(一)7級以上の級及び教育職俸給表4級以上の級にあっては4,100円、一般職俸給表(一)6級、5級、4級及び教育職俸給表3級、2級にあっては3,100円、一般職俸給表(一)3級及び教育職俸給表1級にあっては2,400円、一般職俸給表(一)2級にあっては2,000円、一般職俸給表(一)1級にあっては1,900円とする。

ハ ロの規定にかかわらず、越冬して行う業務に従事した場合のイの手当額は、ロに定める手当額に100分の30に相当する額を加算した額とする。

3 前項に規定する特殊勤務手当支給に係る業務を、職員勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を超える、又は休日に従事することとなった場合に支払われる次条に規定する超過勤務手当及び第30条に規定する休日勤務手当は、第9条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

（超過勤務手当）

第29条 超過勤務手当は、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 超過勤務手当の額は、所定勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とし、各号で定める1月又は1年あたりの累計時間は、所定勤務時間を超えて勤務する時間及び次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を合算した時間とする。ただし、育児短時間勤務職員が、所定勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 1月につき45時間に達するまでの時間 100分の125

(2) 1月につき45時間を超え60時間に達するまでの時間 100分の125

(3) 1月につき60時間を超えた時間 100分の150

(4) 1年につき360時間を超えた時間 100分の125（ただし、1月について60時間を超えた時間については100分の150）

3 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第27条の規定により採用された再雇用職員のうち、パートタイム勤務職員である者の超過勤務手当の額は、非常勤職員就業規則第29条に規定する短時間勤務職員の例を準用する。

（休日勤務手当）

第30条 休日勤務手当は、休日において勤務することを命ぜられた職員に支給する。

2 休日勤務手当の額は、休日に勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて休日に勤務した時間に係る支給額については、前条第2項の定めるところによるものとする。ただし、同項各号に掲げる割合が100分の125である場合は100分の135とする。

（管理職員特別勤務手当）

第31条 管理職員特別勤務手当は、指定職俸給表の適用を受ける職員及び第21条第1項の規定に基づき、俸給の特別調整額の支給を受ける職員（次項において「俸給の特別調整額支給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、俸給の特別調整額支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき職員の区分に応じ、別表第7に定める額とする。

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員（第38条第6項の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この条から第33条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、別表第8に定める職員にあっては、俸給及び俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第9に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の130を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の110を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の70を乗じて得た額、再雇用職員にあっては、100分の72.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。）の区分に応じて、別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

（1） 基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員

ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員（基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。）

ホ 国立大学法人室蘭工業大学職員の介護休業等に関する規則（平成16年度室工大規則第16号。以下「介護休業規則」という。）第3条第1項の規定により介護休業をしている職員（基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。）

（2） 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ 退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ 退職し、又は解雇された日後、基準日までの間に給与法適用職員等となった者のうち、本学の在職期間を、当該機関の期末手當に相当する手当の在職期間に通算することとしている機関の職員

4 前3項の規定にかかわらず、職員就業規則第34条第5号に規定する懲戒解雇その他適当と認められる事由のある職員については、期末手当を不支給又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員（第38条第6項の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定管理職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間（給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。）の区分に応じて別表第11に定める割合及び勤務成績に応じて、学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において、受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の100、再雇用職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第3項の規定は、同項第1号イ及びロを「職員就業規則第20条第1項各号及び第2項各号の規定により休職にされている職員（業務傷病等の休職を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第34条 削除

(寒冷地手当)

第35条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に勤務する職員（以下「支給対象職員」という。）に支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第12に掲げる世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第37条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- (2) 第38条第2項又は第4項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項又は第4項の規定による割合を乗じて得た額
- (3) 次に掲げるもののいずれかに該当する職員 零

イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員

ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員

ホ 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員

ヘ 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員（別表第12に定める扶養親族のある職員に該当する職員を除く。）

4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。

- (1) 基準日において前項各号（(3)ヘを除く）に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号（(3)ヘを除く）に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

- (2) 基準日において前項各号 ((3)へを除く) に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号 ((3)へを除く) に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 基準日において前項各号 ((3)へを除く) に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号 ((3)へを除く) に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (4) 基準日において前項第2号に掲げる職員に該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第38条第2項又は第4項の規定による割合が変更された場合
- 5 国等において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費（日当、宿泊料及び日額旅費をいう。）が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において寒冷地手当に相当する手当が支給されている場合は、第1項の規定にかかわらず、当該手当に準じて寒冷地手当を支給する。ただし、当該研修する国等において当該手当が支給されていない場合は、第1項の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

（入試手当）

第35条の2 入試手当は、別表第12の2に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第12の2に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。当該入試手当には、第29条に規定する超過勤務手当相当額を含むものとする。

（学位論文審査手当）

第35条の3 学位論文審査手当は、室蘭工業大学学位規則（平成16年度室工大規則第94号）に規定する審査委員として論文博士の審査に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1件につき次の手当額を支給する。

- (1) 主査 9,000円
- (2) 副査 4,000円

（作業環境測定業務従事手当）

第35条の4 作業環境測定業務従事手当は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第1項の規定に基づき、概ね半年に1回実施する作業環境測定に係る準備作業から報告書作成までの一連の作業に1単位作業場所以上従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1回につき4,500円を支給する。

（大学主催事業等従事手当）

第35条の5 大学主催事業等従事手当は、オープンキャンパス等学長が別に定める行事を実施するための業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1日につき次の手当額を支給する。

- (1) 講師、講演、医師等の場合 10,000円
- (2) 指導、受付等の場合 5,000円

（安全衛生巡視業務従事手当）

第35条の6 安全衛生巡視業務従事手当は、国立大学法人室蘭工業大学職員の安全衛生管理に関する規則（平成16年度室工大規則第21号。以下「安全衛生管理規則」という。）第6条第2項第1号に定める業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1回につき300円を支給する。

（長期出向等手当）

第35条の7 第24条第1項の規定により地域手当を支給されることとなる職員が、同条第2項に規定する期間を超えて引き続き勤務することとなった場合において、学長が特に必要と認める場合は、採用の日から2年を超える5年を経過するまでの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、同条第2項に規定する2年を経過するまでの間に適用されていた割合を乗じて得た月額の長期出向等手当を支給する。

- 2 前項の規定により長期出向等手当を支給されることとなる職員が、第24条の2の規定により広域異動手当を支給される職員である場合における長期出向等手当の支給割合は、前項の規定による長期出向等手当の支給割合から当該広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、

前項の規定による長期出向等手当の支給割合が当該広域異動手当の支給割合以下であるときは、長期出向等手当は、支給しない。

第3章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第36条 第20条（俸給の調整額）、第21条（俸給の特別調整額）、第22条（初任給調整手当）、第23条（扶養手当）、第25条（住居手当）、第28条（特殊勤務手当）、第29条（超過勤務手当）、第30条（休日勤務手当）、第35条の2（入試手当）、第35条の3（学位論文審査手当）、第35条の4（作業環境測定業務従事手当）、第35条の5（大学主催事業等従事手当）及び第35条の6（安全衛生巡視業務従事手当）の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第29条（超過勤務手当）、第30条（休日勤務手当）、第35条の2（入試手当）、第35条の3（学位論文審査手当）、第35条の4（作業環境測定業務従事手当）、第35条の5（大学主催事業等従事手当）及び第35条の6（安全衛生巡視業務従事手当）の規定は、俸給の特別調整額を受ける職員には適用しない。
- 3 第22条（初任給調整手当）、第23条（扶養手当）、第24条（地域手当）、第24条の2（広域異動手当）、第25条（住居手当）、第27条（単身赴任手当）、第35条（寒冷地手当）及び第35条の7（長期出向等手当）の規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規則第9条の規定により職務の専念義務を免除された場合、職員勤務時間規則第15条第1項各号の規定による休暇の場合、職員勤務時間規則第25条第1項及び第3項の規定による休暇の場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務傷病等を除く。）に係る療養のため、又は安全衛生管理規則第26条の規定による就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて、引き続き、勤務しないときは、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

(休職者の給与)

第38条 職員が業務傷病等にかかり、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾患にあっては、2年）に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第20条第2項第1号及び第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第20条第2項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1月以内に職員就業規則第14条各号の規定による退職をし、又は職員就業規則第16条第1項第1号の規定により解雇をされたときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条の規定を準用する。
- 9 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の

場合に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

(育児休業職員の給与)

第39条 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。

4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を、引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

5 職員が育児休業規則第17条第1項の規定により育児時間の適用を受ける場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業職員の給与)

第40条 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。

4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を、引き続き、勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

5 職員が介護休業規則第11条の規定により介護時間の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第4章 雜則

(実施に関し必要な事項)

第41条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表の切替等)

第2条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき、施行日において本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 施行日において適用される俸給表（以下「新俸給表」という。）は、施行日の前日に受けた俸給表（以下「旧俸給表」という。）を、別表第16のとおり切り替え、受けるべき職務の級及び号俸は、旧俸給表で受けている職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸（旧俸給表において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の俸給月額）とする。

(2) 前号の場合において、旧俸給表で受けている職務の級及び号俸の期間は、新俸給表の職務の級及び号俸の期間に通算する。

(3) 施行日の前日までに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の規定に基づき、認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日において、この規則により認定されたものとみなす。

(4) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給時における在職期間又は勤務期間は、施行日の前までの在職期間又は勤務期間を、この規則の在職期間又は勤務期間に通算する。

(給与の振込みの取扱い)

第3条 施行日の前日において、人事院規則9—7（俸給等の支給）の規定に基づき、給与の振込みを申し出ていた者から、特段の申し出がない限り、施行日において、第3条第2項の申し出があったものとみなす。

（実施に関する経過措置）

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、第41条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の例に準ずる。

附 則（平成16年度室工大規則第123号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成16年10月27日から施行する。ただし、改正後の第8条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第2条 平成16年10月29日（以下この条において「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員の寒冷地手当の額については、旧基準日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の第35条第2項に規定する額を5で除した額から別表第17の左欄に掲げる月の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の第35条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。この場合において当該寒冷地手当の額については、改正後の第35条第4項を準用する。

2 給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった場合において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。

附 則（平成17年度室工大規則第26号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、改正後の第28条第2項第4号ロの規定は、平成17年4月1日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が定める。

（特例一時金）

第3条 平成17年12月1日在職し、引き続き本学職員として施行日まで勤務した職員（休職者を除く。）に対し、平成18年1月17日において特例一時金を支給する。

2 特例一時金の額は、平成17年12月に支給された勤勉手当の基礎となった級号俸に対応する改正後の俸給及び俸給の調整額を基礎として算出した平成17年12月に支給された勤勉手当にかかる勤勉手当基礎額に100分の1.25を乗じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成17年度室工大規則第37号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第18に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1—1から別表第1—4までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けっていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（学長が定める職員にあっては、学長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じ

て別表第19に定める号俸とする。

- 2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて別表第20に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、学長が定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日の前日から引き続き在職する職員の号俸の調整）

第6条 切替日の前日から引き続き在職する職員が、切替日において新たに採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に關する特例

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する規則第32条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における職員給与規則の適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 2 平成19年1月1日において、職員を同条の規定による昇給（研修、表彰等による昇給を除く。）をさせる場合の号俸数は、その者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に採用等により号俸を決定された職員にあっては、号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、号俸数が0となる職員等は昇給しない。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第10条 職員給与規則第20条の規定により俸給の調整を行う職を占める職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の職員給与規則第20条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に

当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用された調整基本額

- (2) 前号に掲げる職員との権衡上、俸給の調整額に関する経過措置の必要があると学長が認める職員 切替日の前日に俸給の調整額適用職員であったものとした場合に改正前の職員給与規則第20条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

3 前2項に規定するもののほか、俸給の調整額に関する経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

（地域手当に関する経過措置）

第11条 切替日の前日において現に改正前の職員給与規則第24条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の同条の規定の適用については、同条第1項中「地域手当に相当する手当」とあるのは、「調整手当に相当する手当」とする。

附 則（平成18年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の第35条第3項第3号へ及び同条第4項第1号から第3号の規定は、平成18年11月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する特例措置）

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則（平成16年度室工大規則第123号）附則第2条第1項関係別表第17の適用については、同表左欄「平成18年11月から平成19年3月」の区分の同表右欄「14,000円」を、「10,000円」と読み替える。

附 則（平成18年度室工大規則第52号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する特例措置）

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第7条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規則による改正後の職員給与規則（以下「新法」という。）第21条第5項の規定に適用については、平成23年3月31日の間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（俸給の特別調整額に関する経過措置）

第3条 職員給与規則第21条第2項の規定により俸給の特別調整を行う職を占める職員のうち、新法第21条第3項の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか、当該俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の職員給与規則別表第3の適用区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第3号において同じ。）同日にその者が受けている俸給の特別調整額
- (2) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第4号において同じ。）同日に旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けのこととなる俸給の特別調整額
- (3) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けのこととなる俸給の特別調整額
- (4) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けのこととなる俸給の特別調整額

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第4条 平成20年3月31日までの間においては、新法第24条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 新法第24条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年度室工大規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年12月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。なお、運営費交付金以外の資金を財源とする施行日前の退職者には、改正後の規則は適用しない。

（勤勉手当に関する特例措置）

第2条 改正後の第33条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。

附 則（平成19年度室工大規則第34号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（退職手当に関する特例措置）

第2条 改正後の第20条に規定する俸給の調整数の総数が、改正前の第20条第1項第1号から第3号までの規定を適用したものとして得られる俸給の調整数（この条において「改正前の調整数」という。）を超えることとなる者に係る国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則（平成16年度室工大規則第23号）第4条第1項に規定する俸給の調整額については、別表第2に掲げる調整基本額に改正前の調整数を乗じて得た金額を同項に規定する俸給の調整額とみなす。

附 則（平成20年度室工大規則第7号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、改正後の第24条の2の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度室工大規則第18号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年2月6日から施行する。

附 則（平成20年度室工大規則第68号）

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(地域手当及び広域異動手当に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員にかかる地域手当及び広域異動手当の支給については、改正後の規則第24条及び第24条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員（施行日以後において採用の日から3年を経過する職員を除く。）にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額を支給する。

期間	割合
平成21年4月1日～平成22年3月31日	75／100
平成22年4月1日～平成23年3月31日	50／100
平成23年4月1日～平成24年3月31日	25／100

- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項以外の教育職俸給表が適用される職員にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を支給する。
- (1) 採用の日から3年を経過するまでの間改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額
(2) 採用の日から3年を経過した日以降次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額

採用の日からの期間	割合
3年を経過した日から4年を経過する日まで	75／100
4年を経過した日から5年を経過する日まで	50／100
5年を経過した日から6年を経過する日まで	25／100

附 則（平成21年度室工大規則第3号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則（平成21年度室工大規則第19号）

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第8の規定は平成18年4月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

(俸給の調整額に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において改正規則附則第10条第2項の適用を受けていた職員の施行日以降の同項の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

附 則（平成21年度室工大規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度室工大規則第41号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3の規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第3号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年6月4日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第13号）

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成23年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「同日において受けた俸給月額」とあるのは「同日において受けた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等に関する取扱い)

第3条 平成30年3月31日までの間、次の表の俸給表欄に掲げる職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外のものが55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表(一)	6級
教育職俸給表	4級

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第37条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて

得た額

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第32条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第10に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第11に定める割合及び第33条第2項に規定する勤務成績に応じて学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(6) 第38条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第38条第1項 前各号に定める額

ロ 第38条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第38条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第38条第4項又は第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第38条第7項 第4号に定める額に、第38条第1項から第5項までの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における第1項の減ずる額の計算その他この条の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める

3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。）についての第21条第3項に規定する俸給の特別調整額の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第3に定める額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

4 減額対象特定職員についての第29条、第30条及び第37条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第9条第1項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 施行日の前日において改正規則附則第7条の適用を受けていた減額対象特定職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

6 この条の規定が適用される間、第33条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、減額対象特定職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替）

第4条 平成22年4月1日以前に55歳に達した特定職員に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、指定職俸給表の適用を受け

る職員を除く。) のうち、平成22年1月1日において、第17条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成22年度室工大規則第32号）

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年度室工大規則第31号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号俸の1号俸（特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年度室工大規則第30号）

この規則は、平成25年1月16日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第46号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成25年度室工大規則第6号）

この規則は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成25年度室工大規則第38号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日において45歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けすこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年度室工大規則第7号）

この規則は、平成26年6月20日から施行する。ただし、改正後の第12条、第20条、第32条及び第33条の規定については平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度室工大規則第13号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第24条の2、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。以下、次条及び第7条において「改正規則」という。）附則第3条第1項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5（次条において「改正後の俸給表」という。）までの規定については、平成27年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条、第26条及び別表第2の規定については、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における別表第1—1から別表第1—5までの規定については、別表第1—1—2（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用）から別表第1—5—2（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用）（次条において「平成26年度適用俸給表」という。）までの規定を適用する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受けれる俸給月額が同日において受けた俸給月額に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成30年3月31日までの間においては、改正規則附則第3条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 2 切替日の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに改正後の俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に關し必要な事項は、学長が定める。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第3条 平成27年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

（広域異動手当に関する特例）

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 切替日前に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第6条 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」とする。

（給与の内払）

第7条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成26年度室工大規則第57号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第2条 切替日から平成28年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則（平成27年度室工大規則第20号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年2月5日から施行する。ただし、第27条、職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年度室工大規則第57号）附則第2条及び別表第6の規定については、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。以下、次条において「改正規則」という。）附則第3条第6項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成27年4月1日から適用する。

3 前項までの規定にかかわらず、第24条の規定については、平成28年1月1日から適用する。

（平成27年度に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成27年度に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の80」とあるのは「6月に支給する場合は100分の75、12月に支給する場合は100分の85」と、「100分の100」とあるのは「6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合は100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の85、12月に支給する場合は100分の90」と、「100分の37.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の35、12月に支給する場合は100分の40」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.2」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.125、12月に支給する場合は100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.425、12月に支給する場合は100分の1.575」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年度室工大規則第25号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第104号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成28年4月1日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。）第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年度室工大規則第109号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第116号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後のこの規則（以下この条において「改正規則」という。）第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親

族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表(一)8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表(一)9級以上職員から一般職俸給表(一)9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表(一)9級以上職員から一般職俸給表(一)9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表(一)9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表(一)9級以上職員以外の職員から一般職俸給表(一)9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表(一)9級以上職員となつた日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係

るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「一般職俸給表（一）8級職員等」とあるのは「一般職俸給表（一）8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による

届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表(一)9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職俸給表(一)8級職員等が一般職俸給表(一)8級職員等及び一般職俸給表(一)9級以上職員」とあるのは「一般職俸給表(一)8級以上職員等が一般職俸給表(一)8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職俸給表(一)8級職員等及び一般職俸給表(一)9級以上職員」とあるのは「一般職俸給表(一)8級以上職員等」と、「が一般職俸給表(一)8級職員等」とあるのは「が一般職俸給表(一)8級以上職員等」とする。

附 則（平成29年度室工大規則第11号）

この規則は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年1月11日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成29年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。）第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年度室工大規則第42号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条第1項の規定により昇給した職員その他該職員との均衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年度室工大規則第18号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成31年1月8日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成30年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支

給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年度室工大規則第39号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第25条の規定については、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、別表第1—1から別表第1—4まで及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、第33条の規定は令和元年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第4条 第25条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第25条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の第25条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から改正後の第25条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和元年度室工大規則第58号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（長期出向等手当に関する特例措置）

第2条 第35条の7の規定は、同条の規定の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職し、施行日前日において現に改正前の第24条の規定の適用を受けている職員についても適用する。

別表第1—1（第11条第3項第1号関係）

一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月 額									
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500

10	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400	545, 300
11	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400	547, 100
12	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500	549, 000
13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200	550, 700
14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500	552, 100
15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800	553, 400
16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100	554, 500
17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200	555, 800
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400	504, 600	556, 800
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100	557, 700
20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500	558, 600
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700	559, 500
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100	
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600	511, 600	
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100	
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200	
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800	515, 300	
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100	516, 500	
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700	
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700	
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600	
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500	
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500	521, 400	
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200	
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523, 100	
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800	
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300	
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000	
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600	
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400	
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000	
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500	
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600		
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000		
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300		
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600		
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000			
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400			
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100			
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600			
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000			
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400			
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800			
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200			
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600			
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000			
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300			
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600			
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000			
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300			

60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				

110	299,900	348,900					
111	300,300	349,200					
112	300,600	349,500					
113	300,800	350,000					
114	301,000						
115	301,300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302,100						
119	302,400						
120	302,700						
121	303,100						
122	303,300						
123	303,600						
124	303,900						
125	304,200						

備考 他の俸給表の適用を受けない職員に適用

別表第1—2（第11条第3項第2号関係）

一般職俸給表(二)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500

28	161, 900	214, 200	239, 500	279, 100	321, 900
29	163, 300	215, 100	240, 300	280, 000	323, 500
30	164, 700	216, 300	241, 500	281, 100	324, 700
31	166, 200	217, 300	242, 800	282, 100	326, 000
32	167, 700	218, 200	243, 900	283, 100	327, 200
33	169, 100	218, 800	245, 000	283, 800	328, 300
34	170, 900	220, 000	246, 200	284, 700	329, 200
35	172, 700	221, 100	247, 300	285, 600	330, 300
36	174, 500	222, 300	248, 500	286, 700	331, 400
37	176, 200	222, 800	249, 800	287, 300	332, 500
38	177, 900	223, 900	250, 800	288, 200	333, 600
39	179, 600	225, 100	252, 100	289, 100	334, 600
40	181, 300	226, 100	253, 400	290, 000	335, 600
41	182, 800	226, 900	254, 400	290, 600	336, 600
42	184, 200	228, 100	255, 600	291, 600	337, 600
43	185, 500	229, 100	256, 500	292, 600	338, 600
44	186, 900	230, 200	257, 800	293, 500	339, 600
45	188, 400	231, 300	258, 600	294, 200	340, 500
46	189, 700	232, 200	259, 600	295, 100	341, 500
47	191, 100	233, 300	260, 700	296, 000	342, 500
48	192, 500	234, 300	261, 600	296, 900	343, 500
49	193, 800	235, 300	262, 800	297, 600	344, 400
50	194, 900	236, 300	263, 800	298, 200	345, 300
51	196, 000	237, 300	264, 900	298, 900	346, 200
52	197, 200	238, 300	265, 600	299, 700	347, 000
53	198, 300	239, 400	266, 500	300, 300	347, 800
54	199, 400	240, 400	267, 600	301, 100	348, 600
55	200, 300	241, 100	268, 800	301, 800	349, 400
56	201, 400	241, 800	270, 000	302, 500	350, 100
57	202, 500	242, 700	270, 800	303, 200	350, 800
58	203, 500	243, 600	271, 800	303, 900	351, 600
59	204, 500	244, 500	272, 900	304, 700	352, 400
60	205, 500	245, 200	273, 900	305, 400	353, 100
61	206, 600	246, 000	274, 900	306, 000	353, 800
62	207, 500	246, 900	276, 000	306, 700	354, 500
63	208, 400	247, 800	276, 800	307, 400	355, 200
64	209, 300	248, 700	277, 900	308, 100	355, 900
65	210, 000	249, 500	278, 700	308, 600	356, 500
66	210, 800	250, 300	279, 500	309, 100	357, 000
67	211, 500	251, 100	280, 300	309, 700	357, 500
68	212, 300	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	212, 700	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	213, 300	253, 100	282, 500	311, 300	
71	213, 600	253, 500	283, 300	311, 800	
72	214, 000	253, 900	284, 000	312, 300	
73	214, 200	254, 100	284, 800	312, 600	
74	214, 600	254, 500	285, 500	313, 100	
75	215, 100	255, 000	286, 300	313, 600	
76	215, 700	255, 500	287, 100	314, 000	
77	215, 900	255, 800	287, 700	314, 200	

78	216, 600	256, 200	288, 200	314, 500
79	217, 100	256, 700	288, 700	314, 800
80	217, 600	257, 200	289, 100	315, 100
81	218, 300	257, 500	289, 500	315, 400
82	218, 600	257, 800	289, 900	315, 700
83	219, 200	258, 100	290, 400	316, 000
84	219, 900	258, 400	290, 900	316, 300
85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200
88	222, 000	259, 400	293, 100	317, 400
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600
90	223, 000	259, 800	293, 900	317, 900
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700
94	224, 700	261, 100	295, 700	319, 000
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700
98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500
101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700
102	228, 100	263, 200	299, 200	
103	228, 700	263, 500	299, 500	
104	229, 300	263, 800	299, 800	
105	229, 700	264, 000	300, 100	
106	230, 200	264, 200	300, 500	
107	230, 500	264, 500	300, 900	
108	230, 900	264, 700	301, 300	
109	231, 100	265, 000	301, 600	
110	231, 500	265, 300	302, 000	
111	232, 000	265, 600	302, 400	
112	232, 400	265, 800	302, 700	
113	232, 600	266, 000	302, 900	
114	233, 100	266, 300	303, 200	
115	233, 600	266, 500	303, 500	
116	234, 100	266, 700	303, 700	
117	234, 400	267, 000	303, 900	
118	234, 800	267, 300	304, 200	
119	235, 200	267, 600	304, 500	
120	235, 600	267, 900	304, 700	
121	236, 000	268, 100	304, 900	
122		268, 300	305, 200	
123		268, 600	305, 500	
124		268, 900	305, 700	
125		269, 100	305, 900	
126		269, 300	306, 200	
127		269, 600	306, 500	

128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する職員に適用

別表第1—3（第11条第3項第3号関係）

教育職俸給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800

34	298, 200	352, 700	399, 400	478, 900
35	300, 700	354, 800	400, 900	481, 200
36	302, 900	356, 800	402, 700	483, 400
37	305, 400	358, 400	403, 800	485, 500
38	307, 000	360, 400	405, 400	487, 500
39	308, 700	362, 500	406, 900	489, 400
40	310, 400	364, 400	408, 400	491, 300
41	312, 300	366, 300	409, 300	493, 300
42	312, 800	368, 200	410, 900	495, 200
43	313, 700	370, 000	412, 400	496, 900
44	314, 600	371, 800	414, 000	498, 800
45	315, 500	373, 600	415, 300	500, 700
46	316, 500	375, 400	416, 900	502, 500
47	317, 300	376, 900	418, 300	504, 300
48	318, 300	378, 700	419, 900	506, 200
49	319, 200	380, 200	421, 300	507, 900
50	320, 100	381, 800	422, 600	509, 600
51	320, 900	383, 400	423, 900	511, 400
52	321, 700	385, 100	425, 200	513, 300
53	322, 900	386, 200	425, 900	514, 900
54	323, 700	387, 700	426, 900	516, 500
55	324, 500	389, 100	427, 800	518, 200
56	325, 300	390, 700	428, 700	519, 800
57	326, 000	392, 000	429, 600	521, 400
58	327, 100	393, 400	430, 500	522, 700
59	328, 200	394, 700	431, 400	524, 000
60	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
61	330, 200	397, 500	433, 200	526, 400
62	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
63	332, 300	400, 400	435, 100	528, 400
64	333, 400	401, 900	436, 200	529, 400
65	334, 100	402, 900	437, 100	530, 000
66	335, 200	404, 000	438, 100	530, 900
67	335, 900	405, 000	439, 100	531, 800
68	337, 000	406, 100	440, 000	532, 700
69	337, 600	407, 100	441, 000	533, 600
70	338, 700	408, 000	442, 000	534, 400
71	339, 600	408, 800	442, 900	535, 100
72	340, 700	409, 600	443, 900	535, 600
73	341, 000	410, 400	444, 900	536, 300
74	342, 000	411, 300	445, 800	536, 800
75	343, 000	412, 100	446, 700	537, 600
76	344, 000	412, 900	447, 700	538, 200
77	345, 000	413, 600	448, 500	538, 700
78	346, 000	414, 100	449, 000	539, 300
79	346, 900	414, 500	449, 700	539, 900
80	347, 800	414, 900	450, 300	540, 500
81	348, 800	415, 200	451, 100	541, 100
82	349, 800	415, 600	451, 800	
83	350, 800	415, 900	452, 100	

84	351, 800	416, 300	452, 700
85	352, 400	416, 600	453, 100
86	353, 000	417, 000	453, 500
87	353, 600	417, 400	453, 900
88	354, 200	417, 800	454, 200
89	354, 800	418, 100	454, 500
90	355, 200	418, 500	454, 800
91	355, 600	418, 900	455, 300
92	356, 100	419, 200	455, 600
93	356, 600	419, 500	455, 900
94	357, 000	419, 900	456, 200
95	357, 500	420, 200	456, 500
96	358, 000	420, 500	456, 800
97	358, 600	420, 800	457, 100
98	359, 100	421, 200	457, 600
99	359, 500	421, 500	457, 900
100	360, 000	421, 800	458, 200
101	360, 400	422, 100	458, 500
102	360, 900	422, 500	
103	361, 200	422, 800	
104	361, 700	423, 100	
105	362, 200	423, 400	
106	362, 600	423, 800	
107	363, 100	424, 100	
108	363, 600	424, 400	
109	364, 000	424, 700	
110	364, 500	425, 000	
111	365, 000	425, 300	
112	365, 400	425, 600	
113	365, 800	425, 900	
114	366, 200	426, 200	
115	366, 700	426, 500	
116	367, 100	426, 800	
117	367, 500	427, 000	
118	367, 900		
119	368, 400		
120	368, 800		
121	369, 100		
122	369, 500		
123	370, 000		
124	370, 300		
125	370, 700		
126	371, 200		
127	371, 700		
128	372, 100		
129	372, 500		
130	373, 000		
131	373, 500		
132	374, 000		
133	374, 500		

134	375,000			
135	375,500			
136	376,000			
137	376,500			
138	377,000			
139	377,500			
140	378,000			
141	378,500			

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手に適用

別表第1—4（第11条第3項第4号関係）

医療職俸給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600
23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700
26	209,100	234,400	267,600
27	210,300	236,100	268,800
28	211,600	237,800	270,000
29	212,800	239,400	271,200
30	213,900	240,800	272,600
31	215,200	242,100	274,100
32	216,400	243,200	275,400
33	217,700	244,400	277,000
34	219,000	245,500	278,400
35	220,300	246,400	279,600

36	221, 600	247, 500	280, 800
37	222, 700	248, 400	282, 400
38	224, 100	249, 500	283, 600
39	225, 400	250, 400	285, 000
40	226, 800	251, 500	286, 200
41	227, 700	251, 900	287, 500
42	229, 100	252, 800	289, 000
43	230, 500	253, 700	290, 500
44	231, 900	254, 400	292, 100
45	233, 100	255, 200	293, 400
46	234, 500	256, 100	294, 800
47	235, 800	257, 000	296, 300
48	237, 100	258, 000	297, 800
49	238, 100	259, 000	298, 900
50	239, 200	260, 000	300, 200
51	240, 200	261, 200	301, 400
52	241, 300	262, 400	302, 800
53	242, 200	263, 500	304, 200
54	243, 300	264, 900	305, 500
55	244, 200	266, 200	306, 900
56	245, 200	267, 500	308, 300
57	245, 900	269, 000	309, 100
58	246, 900	270, 500	310, 300
59	247, 600	271, 900	311, 500
60	248, 400	273, 300	312, 900
61	249, 200	274, 700	314, 000
62	250, 200	276, 000	315, 300
63	251, 000	277, 400	316, 600
64	252, 000	278, 500	317, 800
65	252, 900	279, 900	319, 100
66	253, 700	281, 400	320, 400
67	254, 800	282, 900	321, 700
68	255, 700	284, 400	323, 000
69	256, 500	285, 500	323, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800
71	258, 400	288, 500	325, 900
72	259, 400	289, 900	326, 800
73	260, 800	290, 900	328, 100
74	262, 100	292, 300	328, 800
75	263, 200	293, 500	329, 900
76	264, 300	294, 800	331, 100
77	265, 300	296, 200	332, 200
78	266, 300	297, 500	333, 400
79	267, 500	298, 700	334, 500
80	268, 500	300, 000	335, 700
81	269, 400	300, 500	336, 800
82	270, 400	301, 700	337, 900
83	271, 500	302, 800	338, 900
84	272, 600	304, 000	340, 000
85	273, 400	305, 100	340, 900

86	274, 300	306, 300	341, 900
87	275, 400	307, 500	342, 800
88	276, 500	308, 600	343, 800
89	277, 300	309, 900	344, 800
90	278, 200	311, 100	345, 600
91	279, 000	312, 300	346, 400
92	280, 000	313, 500	347, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800
94	281, 900	315, 000	348, 400
95	282, 800	315, 700	349, 100
96	283, 800	316, 300	349, 700
97	284, 400	317, 000	350, 100
98	285, 200	317, 300	350, 500
99	285, 800	317, 900	351, 000
100	286, 700	318, 600	351, 400
101	287, 500	319, 000	351, 900
102	288, 300	319, 600	352, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500
106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	

136	300,700	331,400
137	300,900	331,700
138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 看護師等の業務に従事する職員に適用

別表第1—5（第11条第3項第5号関係）

指定職俸給表

号俸	俸給月額	円
1		706,000
2		761,000
3		818,000
4		895,000
5		965,000
6		1,035,000
7		1,107,000
8		1,175,000

備考 特に学長が指名した者に適用

別表第1—1—2 削除
 別表第1—2—2 削除
 別表第1—3—2 削除
 別表第1—4—2 削除
 別表第1—5—2 削除
 別表第2 (第20条第2項関係)

職務の級	調整基本額
1級	10,500円。ただし、1号俸9,738円、2号俸9,841円、3号俸9,940円、4号俸10,039円、5号俸10,134円、6号俸10,228円、7号俸10,327円、8号俸10,422円、9号俸10,444円、10号俸10,480円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

別表第3 (第21条第3項関係)

俸給表	職務の級	区分	俸給の特別調整額
一般職俸給表(一)	10級	I種	139,300円
		I種	130,300円
	9級	II種	104,200円
		I種	117,100円
		II種	94,000円
	8級	III種	82,200円
		II種	88,500円
		III種	77,400円
		IV種	66,400円
	7級	III種	72,700円
		IV種	62,300円
		V種	51,900円
	6級	III種	69,400円
		IV種	59,500円
		V種	49,600円
		VI種	45,000円
	5級	IV種	55,500円
		V種	46,300円
		VI種	40,000円
教育職俸給表		副学長	60,000円
		附属図書館長	45,000円
		理事補	40,000円
		領域長及び学科長	30,000円
		専攻長及びセンタ ー長	15,000円

別表第4 (第22条第2項関係)

期間	支給額
1年未満	50,800円
1年以上2年未満	50,800円
2年以上3年未満	50,800円

3年以上4年未満	50,800円
4年以上5年未満	50,800円
5年以上6年未満	50,800円
6年以上7年未満	49,000円
7年以上8年未満	47,200円
8年以上9年未満	45,400円
9年以上10年未満	43,600円
10年以上11年未満	41,800円
11年以上12年未満	40,000円
12年以上13年未満	38,200円
13年以上14年未満	36,400円
14年以上15年未満	35,000円
15年以上16年未満	33,600円
16年以上17年未満	32,200円
17年以上18年未満	30,800円
18年以上19年未満	29,400円
19年以上20年未満	28,000円
20年以上21年未満	26,600円
21年以上22年未満	26,000円
22年以上23年未満	25,400円
23年以上24年未満	24,400円
24年以上25年未満	23,800円
25年以上26年未満	23,200円
26年以上27年未満	22,600円
27年以上28年未満	22,000円
28年以上29年未満	21,200円
29年以上30年未満	20,900円
30年以上31年未満	20,500円
31年以上32年未満	19,900円
32年以上33年未満	19,000円
33年以上34年未満	18,100円
34年以上35年未満	17,400円

別表第5（第26条第2項第2号関係）

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,200円
使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,100円
使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,000円
使用距離が片道20km以上25km未満である職員	12,900円
使用距離が片道25km以上30km未満である職員	15,800円
使用距離が片道30km以上35km未満である職員	18,700円
使用距離が片道35km以上40km未満である職員	21,600円
使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円

使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

別表第6（第27条第2項関係）

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第7（第31条第3項関係）

区分	支給額	
	第1項に規定する勤務（実働時間 が6時間を超える勤務）	第2項に規定する 勤務
指定職俸給表適用職員	18,000円（27,000円）	
俸給の特別調 整額適用職員	I種適用職員	12,000円（18,000円）
	II種適用職員	10,000円（15,000円）
	III種適用職員	8,500円（12,750円）
	IV種適用職員	7,000円（10,500円）
	V種及びVI種適用職員	6,000円（9,000円）

別表第8（第32条第2項関係）

俸給表	職員	加算割合
一般職俸給表(一)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
一般職俸給表(二)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員及び3級の職員 (学長が定める職員に限る。)	100分の5
教育職俸給表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15(学長が定める職員にあっては100分の20)
	職務の級3級及び2級の職員	100分の10(職務の級3級の職員のうち学長が定める職員にあっては100分の15)
	職務の級1級(基準日現在における修士課程修了後の経験年数が5年以上の職員に限る。)の職員	100分の5
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員	100分の20

別表第9（第32条第2項関係）

俸給表	職務の級	俸給の特別調整額の区分	加算割合
一般職俸給表(一)	7級以上	I種	100分の25
		II種	100分の15
教育職俸給表	4級以上	II種	100分の15
		III種	100分の10
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員		100分の25

別表第10（第32条第2項、第34条第2項関係）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

別表第11（第33条第2項関係）

勤務成績	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

別表第12（第35条第2項関係）

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	他の世帯主である職員	
22,540円	12,860円	8,600円

備考

「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給される職員を含まないものとする。

別表第12の2（第35条の2第2項関係）

入試区分	担当の業務	手当額
大学入試センター試験	試験場主任	50,000円／回
	試験場副主任	30,000円／回
	監督班長	30,000円／回
	A 監督班 A 監督者	15,000円／日

	B	監督補助者	5,000円／日
試験場班			11,000円／日
総務班			11,000円／日
救護班	A	医師	15,000円／日
	B	看護師	11,000円／日
前期日程試験（学部昼間・夜間主コース）	試験場主任		25,000円／回
	試験場副主任		15,000円／回
	監督班長		15,000円／回
	監督班		10,000円／日
	試験場班		7,000円／日
	総務班		7,000円／日
	救護班	A 医師	10,000円／日
		B 看護師	7,000円／日
	出題業務（点検業務を含む。）	A チーフ	55,000円／回
		B	45,000円／回
	採点業務（点検業務を含む。）	A チーフ	13,500円／日
		B	11,500円／日
推薦入試	入試業務	A 試験監督	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B 試験監督以外の業務	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	救護業務	A 医師	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B 看護師	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	出題業務（点検業務を含む。）	A チーフ	20,000円／回
		B サブチーフ	18,000円／回
		C	15,000円／回
	採点業務（点検業務を含む。）		10,000円／回
特別入試、編入学試験、大学院入試	入試業務	A 試験監督	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は10,000円／回。
		B 試験監督以外の業務	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
	救護業務	A 医師	5,000円／回。ただし、休日に実施する場合は

		10,000円／回。
B	看護師	3,000円／回。ただし、休日に実施する場合は7,000円／回。
出題及び採点業務 (点検業務を含む。)	A 筆記試験	15,000円／回
	B 口述試験	10,000円／回

別表第13 削除

別表第14 削除

別表第15 削除

別表第16 (附則第2条第1号関係)

旧俸給表	新俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職俸給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職俸給表
医療職俸給表(三)	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

別表第17 (附則第2条第1項関係)

平成16年11月から平成17年3月	6,000円
平成17年11月から平成18年3月	10,000円
平成18年11月から平成19年3月	14,000円
平成19年11月から平成20年3月	14,000円
平成20年11月から平成21年3月	18,000円
平成21年11月から平成22年3月	22,000円

別表第18 (附則第2条関係)

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表(一)	1	1
	2	
	3	2
	4	3
	5	
	6	4
	7	5
	8	6
	9	7
	10	8
	11	9
一般職俸給表(二)		10
	1	1
	2	2
	3	3
	4	
	5	4
	6	5

教育職俸給表	1	(廃止)
	2	1
	3	2
	4	3
	5	4
		5
医療職俸給表	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	5
	6	6
	7	7

別表第19（附則第3条第1項関係）

イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1

	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	

16	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					

	9月以上12月未満		100	74	104				
	12月以上		101	75	105				
26	3月未満		101	75	105				
	3月以上6月未満		102	75	106				
	6月以上9月未満		103	76	107				
	9月以上12月未満		104	76	108				
	12月以上		105	77	109				
27	3月未満		105	77					
	3月以上6月未満		106	78					
	6月以上9月未満		107	79					
	9月以上12月未満		108	80					
	12月以上		109	81					
28	3月未満		109	81					
	3月以上6月未満		110	82					
	6月以上9月未満		111	83					
	9月以上12月未満		112	84					
	12月以上		113	85					
29	3月未満		113						
	3月以上6月未満		114						
	6月以上9月未満		115						
	9月以上12月未満		116						
	12月以上		117						
30	3月未満		117						
	3月以上6月未満		118						
	6月以上9月未満		119						
	9月以上12月未満		120						
	12月以上		121						
31	3月未満		121						
	3月以上6月未満		122						
	6月以上9月未満		123						
	9月以上12月未満		124						
	12月以上		125						
32	3月未満		125						
	3月以上6月未満		125						
	6月以上9月未満		125						
	9月以上12月未満		125						
	12月以上		125						

□ 一般職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
	3月未満	1	1	1	9	1	1

2	3月以上6月末満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月末満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月末満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月末満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月末満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月末満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月末満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月末満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月末満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月末満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月末満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月末満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月末満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月末満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月末満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月末満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月末満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月末満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月末満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月末満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月末満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月末満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月末満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月末満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月末満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月末満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月末満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月末満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月末満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月末満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月末満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月末満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月末満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月末満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月末満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月末満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月末満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月末満	39	39	35	47	27	23

	9月以上12月末満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月末満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月末満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月末満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月末満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月末満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月末満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月末満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月末満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月末満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月末満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月末満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月末満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月末満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月末満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月末満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月末満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月末満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月末満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月末満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月末満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月末満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月末満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月末満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月末満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月末満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月末満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月末満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61

21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		

30	6月以上9月末満	115	115	94	123		
	9月以上12月末満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月末満	117	117	95	125		
	3月以上6月末満	118	118	95	126		
	6月以上9月末満	119	119	96	127		
	9月以上12月末満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月末満	121	121				
	3月以上6月末満	121	122				
	6月以上9月末満	121	123				
	9月以上12月末満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月末満		125				
	3月以上6月末満		126				
	6月以上9月末満		127				
	9月以上12月末満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	2級	3級	4級
1	3月末満		1	1
	3月以上6月末満		1	1
	6月以上9月末満		1	1
	9月以上12月末満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月末満	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	1
	6月以上9月末満	3	3	1
	9月以上12月末満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月末満	5	5	1
	3月以上6月末満	6	6	1
	6月以上9月末満	7	7	1
	9月以上12月末満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月末満	9	9	1
	3月以上6月末満	10	10	2
	6月以上9月末満	11	11	3
	9月以上12月末満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月末満	13	13	5
	3月以上6月末満	14	14	6
	6月以上9月末満	15	15	7
	9月以上12月末満	16	16	8
	12月以上	17	17	9

6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未満	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未満	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未満	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未満	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未満	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未満	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未満	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	44
	12月以上	53	53	45
	3月未満	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	46

15	6月以上9月未満	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未満	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未満	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	3月未満	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未満	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未満	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	84

	12月以上	93	93	85
25	3月未満	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未満	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	92
	12月以上	101	101	93
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未満	109		
	3月以上6月未満	110		
	6月以上9月未満	111		
	9月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	122		
	6月以上9月未満	123		
	9月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		
	3月未満	129		

34	3月以上6月未満	130		
	6月以上9月未満	131		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		
枠外1号	3月未満	133	109	93
	3月以上6月未満	134	110	94
	6月以上9月未満	135	111	95
	9月以上12月未満	136	112	96
	12月以上	137	113	97
枠外2号	3月未満	137	113	97
	3月以上6月未満	138	114	98
	6月以上9月未満	139	115	99
	9月以上12月未満	140	116	100
	12月以上	141	117	101
枠外3号	3月未満	141	117	101
	3月以上6月未満	141	117	101
	6月以上9月未満	141	117	101
	9月以上12月未満	141	117	101
	12月以上	141	117	101

ニ 医療職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1

	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37

15	3月以上6月末満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月末満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月末満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月末満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月末満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月末満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月末満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月末満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月末満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月末満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月末満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月末満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月末満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月末満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月末満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月末満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月末満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月末満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月末満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月末満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月末満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月末満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月末満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月末満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月末満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月末満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月末満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月末満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月末満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月末満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月末満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月末満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月末満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月末満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月末満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月末満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月末満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月末満	91	91	91	87	83		

	9月以上12月末満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月末満	94	94	94	90			
	6月以上9月末満	95	95	95	91			
	9月以上12月末満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月末満	98	98	98	94			
	6月以上9月末満	99	99	99	95			
	9月以上12月末満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月末満	102	102	102	98			
	6月以上9月末満	103	103	103	99			
	9月以上12月末満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月末満	106	106	106	102			
	6月以上9月末満	107	107	107	103			
	9月以上12月末満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月末満	110	110	110				
	6月以上9月末満	111	111	111				
	9月以上12月末満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月末満	114	114	114				
	6月以上9月末満	115	115	115				
	9月以上12月末満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月末満	118	118	118				
	6月以上9月末満	119	119	119				
	9月以上12月末満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月末満	122	122					
	6月以上9月末満	123	123					
	9月以上12月末満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月末満	126	126					
	6月以上9月末満	127	127					
	9月以上12月末満	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

別表第20（附則第3条第2項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級 経過期間	9級		10級
		3月未満	3月以上6月未満	1
	3月未満			1
	3月以上6月未満			1

1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1

	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

□ 旧級が教育職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級 経過期間	4級	5級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1

4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1

	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
	3月未満	69	11

23	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13
枠外1号	3月未満	73	
	3月以上6月未満	74	
	6月以上9月未満	75	
	9月以上12月未満	76	
	12月以上	77	
枠外2号	3月未満	77	
	3月以上6月未満	78	
	6月以上9月未満	79	
	9月以上12月未満	80	
	12月以上	81	
枠外3号	3月未満	81	
	3月以上6月未満	81	
	6月以上9月未満	81	
	9月以上12月未満	81	
	12月以上	81	